

終活を 考える

2015年1月1日以降に発生する相続から、相続税の基礎控除額が40%削減される。相続対策に詳しいランドマーク税理士法人(横浜市西区)の代表税理士・清田幸弘さん(52)は「写真IIに具体的な数値を示してもらった。」

夫が亡くなり、配偶者と子ども2人が相続人の場合、現行の基礎控除額8千万円(5千万円+1千万円×法定相続人の数)が、4千800万円(3千万円+600万円×同)に減額する。そのため、基礎控除前の金額で財産が6千万円ある人は現行ゼロの相続税が60万円へ、1億円ある人は同100万円が315万円へと増額。地価の高い都市部を中心に、課税対象者は1.5〜2倍以上になると試算されている。

では、相続税の負担を少しでも軽くするために、どのような対策ができるのだろうか。清田さんは「評価減対策」「分割対策」「納税対策」の三つを挙げる。

評価減対策では「家族への生前贈与が効果的」という。贈与税の配偶者控除では、自宅の土地・建物などを配偶者に贈与した際、100万円の基礎控除に加えて2千万円まで課税されない。

分割対策では「相続が争



清田幸弘さん

族”にならないように遺言書の作成が大切。特に子どもがなく配偶者と兄弟姉妹が相続人となる場合は必須です”。

納税対策では、生命保険・生命共済への加入だ。生命保険には500万円×法定相続人の数という非課税枠があり、納税資金としても活用できる。

一方、「自分が役員を務める同族法人への貸付金を相続発生前にきちんと清算しておくことが肝心」と指摘する。貸付金はすべて相続財産とみなされて、相続税の課税対象となる可能性がある。申告の段階になって気づくことも多く、概算で検討していた納税計画を大きく狂わせる要因にもなりかねない。

清田さんは「実は税理士が皆、相続に詳しいわけではありません。申告実績などをしっかりと確認して、相続に詳しい税理士を選んでほしい」とアドバイスしている。



相続税 増える課税対象者

「大終活フェア」は横浜市磯子区の磯子公会堂で3月2日に開催(主催/いきいきライフ協会・神奈川新聞社)。問い合わせは同協会 ☎045(620)6200。

〈次回は18日(火曜)〉